

社会福祉法人平塚市社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

制定	平成28年12月20日
改正	平成30年 3月27日
改正	平成30年12月20日
改正	令和 3年 4月 1日
改正	令和 5年12月21日
改正	令和 6年12月19日
改正	令和 7年 3月27日
改正	令和 7年 6月19日

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人平塚市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等の範囲)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

2 役員等のうち勤務形態に応じて、常勤役員と非常勤役員等に区分する。常勤役員の勤務時間については、会長が別に定め、その他の勤務条件については、職員就業規程に準ずる。

(常勤役員の報酬等)

第3条 常勤役員については、報酬、役職手当、通勤手当及び期末手当を支給する。

2 常勤役員に対する退職手当は、これを支給しない。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬及び役職手当については、別表1に定める額

(2) 期末手当については、直近の平塚市の例により予算の範囲内において会長が定める額

(3) 通勤手当については、職員給与規程第15条の規定に準ずる額

2 常勤役員が職務のため出張したときは、旅費支給規程に準じて旅費を支給する。

(常勤役員の報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬等については、毎月20日とする。ただし、その支給日が休日にあたるときは、これを繰り上げるものとする。

(2) 期末手当については、毎年6月及び12月とする。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(非常勤役員等の報酬等)

第6条 非常勤役員等が法人業務を行う場合には、報酬として別表2のとおり支給する。ただし、平塚市職員及び関係行政機関の非常勤役員等には支給しない。

- 2 非常勤役員等が、市内の行事等に出席したときは、実際に要した交通費を支払うことができる。
- 3 非常勤役員等が職務のため市外に出張した場合の旅費は、別に定める旅費支給規程に基づき、旅費を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって出席の都度本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成28年12月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 社会福祉法人平塚市社会福祉協議会の常勤役員の報酬等に関する規程（昭和55年9月5日制定）は、廃止する。
- 3 費用弁償に関しては、平成28年12月20日から平成29年3月31日までの間は、社会福祉法人平塚市社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程を適用する。

附 則

この規程は、平成30年3月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年12月20日から施行し、同年4月1日から適用する

附 則

- 1 この規程は令和3年4月1日より施行する。
- 2 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、会長の報酬月額は、第4条第1項別表1の規定にかかわらず、次の表の報酬月額の欄に掲げる額とする。

常勤役員の区分	報酬月額	役職手当
会長	月額 158,333円	報酬月額の20%
常務理事	月額 277,400円	報酬月額の13%

附 則

この規程は、令和5年12月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年12月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年6月19日から施行し、同年7月1日から適用する。

別表 1 常勤役員の報酬額 第 4 条関係

常勤役員の区分	報酬月額	役職手当
会長	月額 1 7 6 , 8 5 0 円	報酬月額の 2 0 %
常務理事	月額 2 9 4 , 9 0 0 円	報酬月額の 1 3 %

別表 2 非常勤役員等の報酬額 第 6 条関係

理事	日額 4 , 4 5 4 円
監事	日額 4 , 4 5 4 円